

特定計量器（はかり）の定期検査制度について

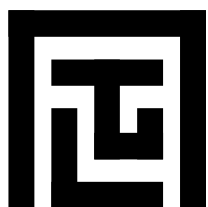
定期検査が必要なはかりとは

取引・証明に使用する特定計量器（はかり）については、2年に一度定期検査を受ける必要があります。

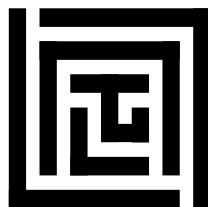
「取引」とは、有償・無償を問わず、物や役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、小売店などで料金を重さで算定し、販売することなどが「取引」にあたります。

「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することといい、計量し証明する行為が「証明」にあたります。

これらの行為を行う特定計量器（はかり）は、法令の基準に適合し、下記の証印が付されたものでなければ、「取引」や「証明」に使用することが出来ません。



⇒ 検定証印



⇒ 基準適合証印

対象事業所

「取引」及び「証明」行為を行っている事業所

検査の実施区域と実施方法

市を2つの地区（A地区・B地区）に分割し、それぞれの地区を毎年交互に定期検査を実施します。（2年に一度受検いただくことになります）

定期検査の種別

市が直接、または市が委託した者が行う検査（集合検査・巡回検査）

事業者が、民間の計量士に直接依頼して実施する検査（代検査）

お問い合わせ

くらしの安全課 消費生活担当 電話番号 048-739-6833

事業所を対象とする統計調査のお知らせ

国、県及び市において統計調査が行われております。統計法による回答の義務がございますので、ご協力ください。

また、調査の時期、次回の調査実施日については、今後変更される場合があります。

- 事業所を対象とする調査には主に以下のものがあります。

①全数調査（対象の産業を営む全ての事業所・企業について調査を行うもの）

調査名	調査の時期	対象の産業	次の調査予定
経済センサス-基礎調査	5年ごとの6月1日	全ての産業	2029年
経済センサス-活動調査	5年ごとの6月1日	全ての産業	2026年
経済構造実態調査	経済センサス-活動調査の実施年を除く 毎年6月1日	建設業・製造業・運輸業・サービス業・ 特定サービス業	2027年

②抽出調査（無作為に対象を抽出し、調査を行うもの）

調査名	調査の時期	対象
毎月勤労統計調査	毎月	全国・地方調査：常用労働者を5人以上雇用する事業所 特別調査：常用労働者1～4人の事業所
小売物価統計調査	毎月	全国で2万8千店舗(事業所)
サービス産業動向調査	月次調査…毎月	全国で1万2千企業、2万5千事業所
個人企業経済調査	毎年6月1日	全国約4万企業

- かたり調査にご注意ください

調査員は顔写真のついた「調査員証」を携帯しています。「調査員証」の提示が無いなど、不審に感じられた際は回答せず、下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ

市政情報課 統計担当 電話番号 048-736-1143（直通）